

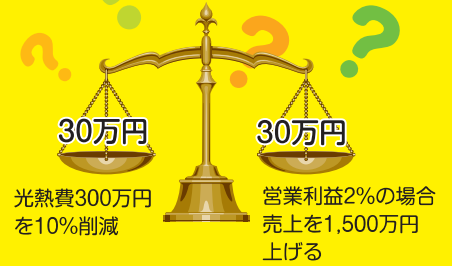
無料

省エネによるコスト削減で利益アップ!!

(中小事業者対象)
省エネ診断受診のススメ!



あなたは？
どちらを選びますか



専門家が工場やオフィスにお伺いし、無料の省エネ診断を実施します。皆様が抱える省エネの悩みにお答えするとともに、診断後は改善に必要な費用と回収期間の試算結果から、貴社に適した省エネ対策を提案します。

専門家による省エネ診断

省エネ設備導入への補助

環境配慮設備への融資



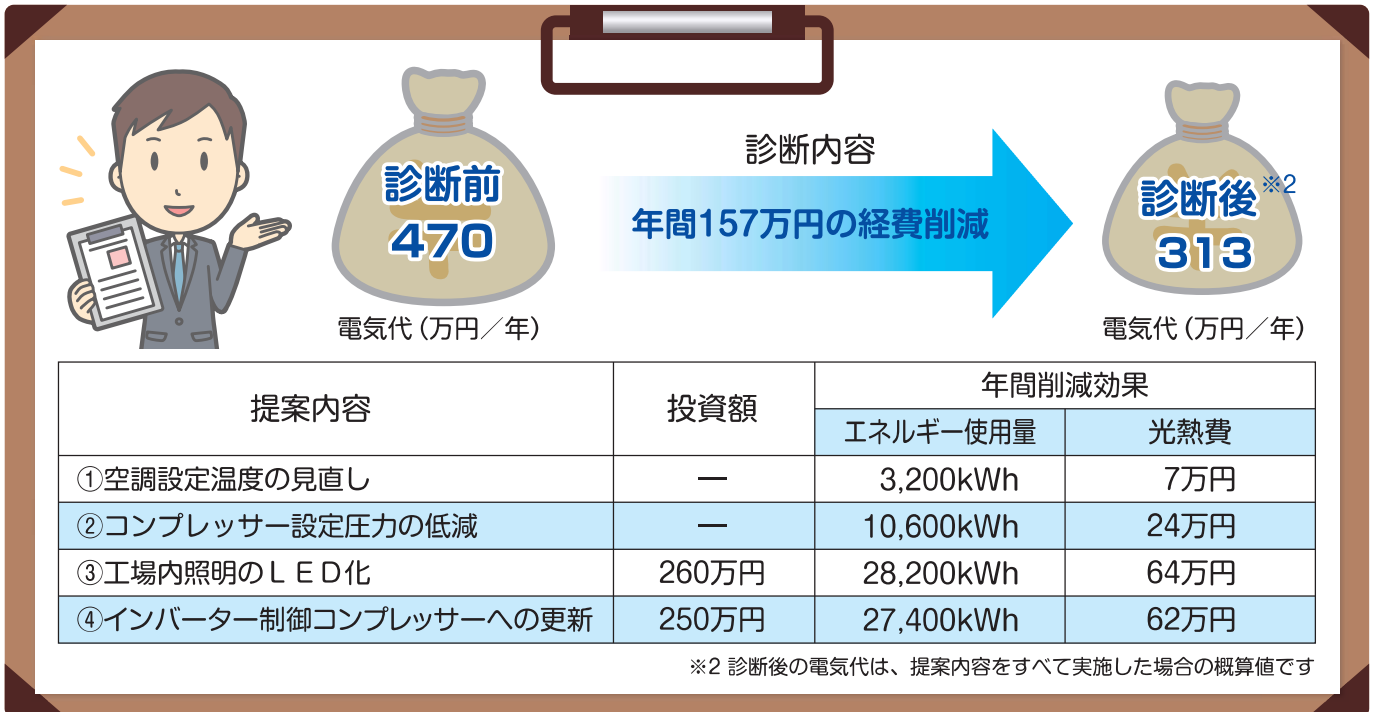
設備の更新にあたっては、一定の条件のもとで、川崎市の**資金補助**を受けることができます。また、併せて川崎市の**中小企業向けの融資**も利用することができます。

さらに!

工場やオフィスにおける温室効果ガス削減に向けた取組を評価・公表する制度を新たに開始しました。

省エネ診断事例：金属加工工場※1

※1 その他、オフィスビルや飲食店などの診断も出来ます。詳細は裏面を御覧ください。



お問い合わせ先

省エネ診断 : 川崎市環境局脱炭素戦略推進室 電話 044-200-0369 FAX 044-200-3921

中小規模事業者用脱炭素化取組計画書制度 : 同上 電話 同上 FAX 同上

市内事業者エコ化支援事業 : 同上 電話 044-200-3873 FAX 同上

川崎市中小企業融資制度 : 川崎市経済労働局経営支援部金融課 電話 044-544-1846 FAX 044-544-3263

【各制度の概要】

省エネルギー診断

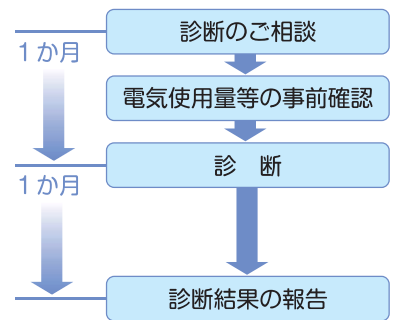
エネルギー管理士の資格を持った専門の職員が事業所に伺い、省エネに関する提案やアドバイスを実施します。

■対象事業者：次の要件を満たしていることが必要です。

- 診断の対象となる事業所が川崎市内に所在していること。
- 中小規模事業者であること。
(「川崎市地球温暖化対策推進条例」に規定する特定事業者に該当していないこと。)
- ・市内にある事業所のエネルギー使用量の合計が原油換算で年間1,500kL未満であること。
- ・市内で使用している自動車が100台未満であること。など

■診断対象事業所：工場、オフィスビル、商業ビル、飲食店、スーパー、病院など

■診断の流れ：省エネ診断についてご相談いただいた後、電気使用量等を確認させていただき、概ね1か月以内に診断に伺います。診断後は、改善に必要な費用や回収期間などを記載した診断報告書を作成し、診断結果を報告します。



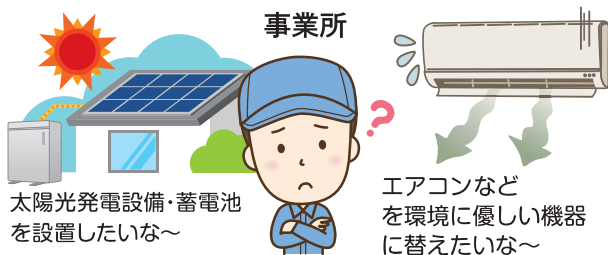
お申込みはこちら▶

川崎市 省エネルギー診断 検索



資金補助(市内事業者エコ化支援事業)

市内の中小規模事業者の「エコ化」を支援！



太陽光発電設備等の再生可能エネルギー源利用設備の導入や空調機等の省エネルギー型設備の更新をお考えの中小規模事業者に対して、補助対象経費の総額に対し4分の1^{*1}または5分の1^{*2}の補助を行います。

※1 再生可能エネルギー源利用設備の場合(上限200万円)

※2 省エネルギー型設備の場合(上限150万円)(「川崎CNブランド」及び「低CO₂川崎ブランド」の認定から3年度以内の製品導入の場合は1/4、上限200万円)

融資

【川崎市中小企業融資制度】

川崎市が川崎市信用保証協会及び金融機関と協調し、中小企業者に各種資金を融資する制度です。

■特徴：①全制度で固定金利を利用可能②返済期間を長期に設定③川崎市が信用保証料を補助(一部制度を除く)

■申込資格：川崎市内に事業所を置き、1年以上同一事業を営み^{*}、納期が到来している住民税を完納している中小企業者等 ^{*}業歴1年未満の方を対象とした融資制度もございます。

申込資格や制度内容の詳細については、川崎市のホームページをご覧ください。ただか、川崎市経済労働局経営支援部金融課までお問合せください。

お申込みはこちら▶

川崎市 融資制度 検索



中小規模事業者用脱炭素化取組計画書制度

グローバル企業を中心に、自社の排出量のみならず、サプライチェーンも含めたすべての排出量の見える化や削減の取組が広がりつつあります。

川崎市では、サプライチェーンの一翼をなす中小規模事業者の脱炭素化に向けた取組を推進するため、温室効果ガス排出量や再生可能エネルギーの導入状況などを見える化し、取組を評価・公表する制度を創設しました。

制度内容の詳細等については、川崎市のホームページをご覧ください。ただか、川崎市環境局脱炭素戦略推進室までお問合せください。

